

第33号議案

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法第291条の3第1項の規定により，兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて，兵庫県内の全ての市町と協議するため，同法第291条の11の規定により，別紙のとおり市議会の議決を求める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

副広域連合長の定数を改めるため，兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするもの。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日兵庫県指令市振第2297号）の一部を次のように変更する。

第11条第1項中「副広域連合長1人」を「副広域連合長2人」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日から施行する。

参 照 1

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更要綱

1 変更の趣旨

副広域連合長の定数を改めるため、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更しようとするもの。

2 変更の内容

副広域連合長の定数を2人（現行は1人）とする。

（兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第11条関係）

3 施行期日

兵庫県知事の許可を受けた日

参 照 2

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第2項から第8項まで省略)

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。